

# 平成 31 年度介護福祉士等修学資金貸付事業募集要項

## 1 目的

この制度は、介護福祉士指定養成施設又は社会福祉士指定養成施設に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保に資することを目的としています。

## 2 応募資格

社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第 2 号又は第 3 号、第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「養成施設等」という。）に平成 31 年度に在学される方で、次の(1)(2)のいずれの要件も満たしている方。

(1) 次の①から③までのいずれかに該当する方

① 島根県に住民登録をしている方であって、養成施設等を卒業後に島根県内の社会福祉施設等で社会福祉士又は介護福祉士の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事しようとする方。

※「返還免除対象業務」の詳細については、別添の「別表 1」及び「別表 2」をご参照ください。

② 島根県内の養成施設等の学生であって、卒業後に島根県内において返還免除対象業務に従事しようとする方。

③ 平成 30 年度に島根県に住民登録をしていたが、養成施設等での修学のため転居をした方で、卒業後に島根県内において返還免除対象業務に従事しようとする方。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当する方で家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる方

① 学業成績等が優秀と認められる方。

② 養成施設等を卒業後、中核的な介護職等として就労する意欲があり、介護福祉士等資格取得に向けた向学心があると認められる方。

## 3 募集人数

50 名程度（1 次募集：30 名程度、2 次募集：10 名程度、3 次募集：10 名程度）

## 4 貸付条件

(1) 募集期間  
1 次募集：平成 30 年 8 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日  
2 次募集：平成 30 年 12 月 3 日～平成 31 年 1 月 31 日  
3 次募集：平成 31 年 4 月 1 日～平成 31 年 5 月 17 日

(2) 貸付期間 平成 31 年 4 月から養成施設等を卒業するまでの期間（2 年間）

※ 原則 2 年間で限度となりますが、正規の修学期間が 2 年を超える養成施設等に在学している場合であって、貸付額等の範囲内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができます。

(3) 貸付限度額

区 分	貸付限度額	
ア. 現に生活保護を受給している家庭の方 (以下、「生活保護世帯の方」)	月額	50,000 円
	入学準備金	200,000 円
イ. 生活保護世帯に準ずる方 <sup>*1</sup>	就職準備金	200,000 円
	国家試験受験対策費用 <sup>*2</sup>	40,000 円
	生活費加算 <sup>*3</sup>	
ウ. ア、イ以外の方	月額	50,000 円
	国家試験受験対策費用 <sup>*2</sup>	40,000 円

\*1 生活保護世帯に準ずる方とは、島根県社会福祉協議会が定める生活福祉資金貸付規程の低所得世帯。

\*2 卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思がある場合、一年度当たりの受験対策費用として最大4万円が加算できます。

\*3 生活費加算は、島根県社会福祉協議会が別に定める額以内（申請時の居住地及び年齢により異なります。）

(4) 貸付利子 無利子

※ 返還期間を過ぎても返還が済んでいない場合は、その残額に対して、年5.0%の延滞利子がかかります。

(5) 連帯保証人 1名

※ 借入申込者が未成年者である場合の連帯保証人は法定代理人（親権者、未成年後見人等）となります。

△連帯保証人には、修学資金の貸付を受けた方が返還免除を受けるか返還完了となるまでの間、状況を把握して頂くとともに、修学資金の貸付を受けた方の返還が滞った場合には連帯保証人として債務を負担していただきます。

5 借入申込方法

修学資金の貸付を希望する方は、次の書類を「12 書類の提出先及びお問い合わせ先」までご提出ください。

[提出書類]

◎ 1次募集・2次募集にお申し込みの方

No	提出書類名	ア. 生活保護世帯の方	イ. アに準ずる方	ウ. ア、イ以外の方
1	介護福祉士等修学資金借入申込書 (様式第1号)	○	○	○
2	世帯全員の住民票	○	○	○
3	世帯内の成人の全員分及び未成年者のうち収入がある方の所得証明書		○	○
4	連帯保証人の所得証明書		○	○

No	提出書類名	ア. 生活保護世帯の方	イ. アに準ずる方	ウ. ア、イ以外の方
5	学業成績優秀を証明する書類 (高校の調査書) ※借入申込者が高校生の場合	○	○	○
6	就学意欲・就労意思等確認書 (様式第4号) ※借入申込者が高校生以外の場合	○	○	○
7	生活保護受給者証明書	○		
8	福祉事務所の意見書	○		
9	在学証明書(入学後提出)	○	○	○
10	生活保護の廃止を証明する書類 (入学後提出)	○		
11	離職証明書等(45歳以上の方)	○	○	○

◎3次募集にお申し込みの方

No	提出書類名	ア. 生活保護世帯の方	イ. アに準ずる方	ウ. ア、イ以外の方
1	介護福祉士等修学資金借入申込書 (様式第1号)	○	○	○
2	世帯全員の住民票	○	○	○
3	世帯内の成人の全員分及び未成年者のうち収入がある方の所得証明書		○	○
4	連帯保証人の所得証明書		○	○
5	生活保護受給者証明書	○		
6	福祉事務所の意見書	○		
7	生活保護の廃止を証明する書類	○		
8	養成施設等の長の推薦状 (様式第2号)	○	○	○
9	離職証明書等(45歳以上の方)	○	○	○

**6 貸付決定及び資金交付**

貸付決定者の選定については、原則として各募集期間終了後開催する島根県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等運営委員会にて審査の上、決定します。選考結果に基づく貸付の可否は借入申込者に通知します。

貸付決定となった場合は、養成施設等への入学後、借用書等必要書類を提出いただいた後、初回分(修学資金4月～9月分、初年度の国家試験対策費用及び入学準備金)を指定口座に送金します。

平成31年10月～平成32年3月分については、在学証明書の提出を受けて10月に送金する予定です。以降半期ごとに在学証明書の提出を受けて各6カ月分を送金します。

なお、就職準備金については修学資金の最終回とあわせて送金します。

## 7 貸付契約の解除

修学資金の貸付を受けた方が次のいずれかに該当し、資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとします。

- (1) 養成施設等を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

## 8 返還の免除

修学資金の貸付を受けた方が次のいずれかに該当する場合には、返還額の全額を免除します。

- ① 養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士等の登録を行い、島根県内において返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士等の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、一定期間<sup>\*4</sup>、引き続き、これらの業務に従事したとき。
  - ※ 法人における人事異動等により、貸付を受けた者の意思によらず、島根県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入します。
  - ※ 返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しませんが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱います。
- ② 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

\*4 通常は5年間ですが、下記の条件を満たす場合は3年間となります。

ア) 過疎地域(下表参照のこと。)において福祉士の業務に従事した場合。

松江市のうち美保関町、出雲市のうち佐田町・多伎町、浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
---

イ) 養成施設等への入学時に45歳以上の方であって、離職した日の翌日から起算して2年以内の方である場合。

## 9 返還

修学資金の貸付を受けた方が次のいずれかに該当する場合(他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、次のそれぞれに規定する事由が生じた日の属する月の翌月から貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内に月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならないものとします。

- ① 貸付契約が解除されたとき。
- ② 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は島根県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- ③ 島根県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

## 10 返還の猶予

修学資金の貸付を受けた方が次のいずれかに該当する場合には、その間の返還を猶予します。

- ① 島根県内において返還免除対象業務又は介護職員等の業務に従事しているとき。
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- ③ 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた養成施設等に在学しているとき。
- ④ 貸付決定時に在学していた養成施設等を卒業後、引き続き、他職種の養成施設等<sup>\*5</sup>において修学しているとき。

\*5 他職種の養成施設とは、介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設のことをいいます。

## 11 その他

- (1) 生活保護世帯の方で貸付を希望する場合は、お住まいの市町村福祉事務所にご相談ください。
- (2) 生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金とは併用ができませんが、日本学生支援機構奨学金、島根県育英会奨学金、日本政策金融公庫の教育ローンについては、修学のためにやむを得ない場合は併用が可能です。
- (3) その他国費による貸付や給付を利用している場合、貸付はできません。
- (4) 職業訓練として受講される方については、本制度の対象とはなりません。
- (5) 教育訓練給付制度（雇用保険法）を利用して養成施設へ就学する場合も併給はできません。

## 12 書類の提出先及びお問い合わせ先

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ 5階  
島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係  
TEL : 0852-32-5953 FAX : 0852-21-0798  
E-Mail : shikin@fukushi-shimane.or.jp